



「ふるさと文化財の森システム推進事業」 普及啓発事業

募集案内

平成 29 年 6 月

1. 普及啓発事業の趣旨

文化財建造物の保存のために必要な原材料のうち山野から供給される木材（特に大径材、高品位材等、市場からの調達が困難なもの）、檜皮、茅、漆等の植物性資材（以下、「修理用資材」という。）の確保や当該資材に係る技能者の育成等に関する普及啓発活動、保存修理現場の公開等を通じて、文化財修理用資材等に関する国民的理解を図る。

2. 事業の内容

ふるさと文化財の森、若しくはふるさと文化財の森センター、又は国宝・重要文化財建造物の保存修理現場等において、以下の事業を実施する（複数選択可）。

A. 修理用資材の育成・採取・加工に係る普及啓発

- 目的：○修理用資材の確保に対する支援体制づくり
○修理用資材に関する効果的な普及啓発手法の開発
- 内容例：①修理用資材の育成・採取・加工等の体験
②修理用資材の育成・採取・加工等に係る実演・展示
③保存修理現場の公開
④修理用資材の育成・採取・加工等に係るシンポジウム・講演会等
⑤その他上記に係る事業

B. 将来の担手養成に係る普及啓発

- 目的：○修理用資材の育成・採取・加工に関する活動
○修理用資材の育成・採取・加工に関する担手の確保
- 内容例：①修理用資材の育成・採取・加工等の体験
②修理用資材の育成・採取・加工等に係る研修会・講義
③修理用資材の育成・採取・加工等に係る教材の作成・配布
④その他上記に係る事業

C. その他（上記種別に当てはまらないもの）

内容例：修理用資材の育成・採取・加工等に係る他組織との連携、情報共有等

修理用資材の育成・採取・加工等に係る専門家会議の開催等

3. 事業実施までの手順

(1)企画提案書の提出

事業を行おうとする団体は、[様式1]に記す企画提案書を提出する。

(2)事業計画の選定

事業の選定にあたっては、提出された企画提案書について、ふるさと文化財の森システム推進事業専門委員会（以下、「専門委員会」という。）で厳正な審査を行う。

審査の過程で、団体又は企画提案に関する照会を行う場合がある。また、審査の結果、専門委員会の意見等により、採択の条件として、提案内容の部分的な変更を求める場合や提案内容の一部のみを対象とする場合がある。

採択し、委託した事業については、団体名、代表者名、事業の名称と概要、委託金額を公表する。

(3)事業の実施

選定された者は、企画提案書に文化庁が示した採択の条件を反映させた業務計画書を作成し、文化庁に提出する。

業務計画書をもって、文化庁と委託契約を締結し、平成30年3月9日（金）までに事業を実施するものとする。

事業の着手日は、契約書に定める日となる。着手日以前及び事業期間後に行った支出や契約行為については、委託経費の対象とならないので、注意を要する。また、事業実施にあたってはアンケートを実施することとし、事業実施後は、事業完了日から30日を経過する日又は平成30年3月30日（金）のいずれか早い日までに事業の業務完了報告書及びアンケート集計結果等、事業効果の定量的な把握を含めた業務成果報告書（20部）の提出を行うものとする。

4. 事業経費

(1)上限と経費の区分

1件当たりの事業経費は、おおむね100万～250万円程度（消費税を含む。）とし、経費は以下の区分によって経理する。なお、各費目における単価上限、補助対象外経費等については別表のとおりとする。

- ・諸謝金（指導謝金、講師謝金、執筆謝金、実演謝金、協力者謝金、アルバイト謝金等）
- ・旅費（交通費、宿泊費）
- ・借損料（会場借料、器具・機材借料、倉庫借料等）

- ・消耗品費（事務用品、工具器具、原材料費）
- ・会議費（会議開催に必要な経費）
- ・通信運搬費（郵便、宅配便、運送費等）
- ・雑役務費（印刷費、写真現像代、展示用パネル等制作費、ビデオ代、警備費等）
- ・光熱水料、保険料（水道、電気、傷害保険、損害保険等）
- ・一般管理費

(2) 事業費の支払い

事業完了後の精算払いを行う。

5. 事業申請団体の要件

事業の申請団体は、次のいずれかに該当する組織・団体とする。

- ①法人格を有する団体（営利目的とするものを除く）
- ②法人格を有しないが、以下の要件を満たしている非営利の団体
 - ・定款、寄附行為又はこれらに類する規約等を有すること
 - ・団体の意思を決定し、執行する組織が確立していること
 - ・自ら経理し、監査する等の会計組織を有すること
 - ・団体活動の本拠としての事務所を有すること

6. 事業の選定方法

事業の選定については、提出された企画提案書に基づき専門委員会で審査を行う。選定については、ふるさと文化財の森システム推進事業で設定された「ふるさと文化財の森」、若しくは国宝重要文化財等保存活用施設整備費補助金で建設された「ふるさと文化財の森センター」のいずれか、又は国宝・重要文化財建造物の保存修理現場において実施する事業を優先し、次の観点により総合的に評価する。

[評価基準ア]

○共通評価

- ①ふるさと文化財の森、ふるさと文化財の森センターの活用、国宝・重要文化財建造物の保存修理への理解の促進に有効であること。
- ②植物性資材の確保、若しくは当該資材を扱う技能者の養成、又は修理用資材の理解に資すること。
- ③明確な計画に基づき、具体的であること。
- ④事業の実施による効果が適切に設定されていること。
- ⑤事業実施に必要な組織体制、協力体制が整っていること。

○事業別評価

A：修理用資材の育成・採取・加工に係る普及啓発

○修理用資材の育成・採取・加工を紹介するために、異なる年齢層の参加が期待されるような広報や時期が計画されていること。

B：将来の担手養成に係る普及啓発

○修理用資材の育成・採取・加工に関わる人材の確保に向けた大系的な教育プログラムが計画されていること。

C：その他

○修理用資材の生育環境の保全及び回復に向けた他分野との連携、又は修理用資材の育成・採取・加工に関わる専門性が高いプログラムが計画されていること。

[評価基準]

○ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当の有無。

7. 誓約書の提出等

(1) 本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の〔様式2〕に記す誓約書を提出しなければならない。

(2) 前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することになったときは、当該者の企画提案書を無効とするものとする。

(3) 前2項は、支出負担行為担当官が誓約書の提出を要しないと認める場合は適用しない。

8. 企画提案書の提出先及び問合せ先

企画提案書は〔様式1〕に定めるものを使用の上、平成29年7月7日（金）までに下記の提出先まで2部を送付又は持参すること。

[提出先]

文化庁文化財部参事官（建造物担当）付 修理指導部門

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL03-5253-4111（内線2796） FAX03-6734-3823

・別表

※各費目における単価上限、補助対象外経費等

費目	細分	注意事項	上限金額
全事項共通		事業の趣旨・目的に沿わない経費、積算根拠が不明確な経費	全額補助 対象外
		外部委託のみの事業等、実行委員会等に主体性が認められない事業は補助対象外	
		実行委員会等を構成する団体及びそのメンバーに対する支出 (内部支出)	
諸謝金 ※基本 は振り 込みで 支払う こと。	会議出席	有識者による審議、討論等	14,000 円／日
	講演	専門家による講話、研究報告等。技芸等の実演、指導等は適用外	35,000 円／日
	調査	専門家による現地調査	12,000 円／日
	指導・実技	技芸等の実演、指導、教授等	5,100 円／時
	原稿執筆	日本語 400 字 (A4 用紙 1 枚) 程度	2,000 円／枚
		外国語 200 語 (A4 用紙 1 枚) 程度	4,000 円／枚
	翻訳	和文英訳 200 語 (A4 用紙 1 枚) 程度	5,700 円／枚
		英文和訳 400 字 (A4 用紙 1 枚) 程度	3,800 円／枚
		その他和訳 400 字 (A4 用紙 1 枚) 程度	5,200 円／枚
	出演料	社会通念上、著しく高額と認められる場合は補助対象外	—
	賃金	本事業のために臨時に雇用する者のみ対象 (実行委員会等を構成する団体及びそのメンバーに対する支出は補助対象外)	1,040 円／時
	全般	文化財保存技術等の講習に係る受講者手当は補助対象外	—
旅費	交通費	公共交通機関を利用して最も経済的・効率的な区間の実費相当額	—
		・行事・教室等参加者・受講者の送迎費・移動費 (バスの借り上げ) 等、参加者・受講者等の受益者が負担すべきものは、補助対象外	—
		・実行委員会内の事務会合に係る交通費は補助対象外	—
	宿泊費	特別料金 (グリーン料金、ビジネスクラス料金等), タクシーデ、レンタカ一代、ガソリン代は補助対象外	—
		大学教授、大学准教授等。真に必要な場合に限る (ただし、食事代は補助対象外)	11,800 円／日
		学識経験者 (民間企業等) 等。真に必要な場合に限る (ただし、食事代は補助対象外)	9,800 円／日
	日当	補助対象外	—

損借料	<ul style="list-style-type: none"> ・発注予定金額が 10 万円（税込）以上の場合、見積書を徴すること。 ・発注予定金額が 100 万円（税込）以上の場合、複数者から見積書を徴すること。複数者から見積書を徴することができない場合は、その理由を添付すること（様式任意）。 	—
会議費	<ul style="list-style-type: none"> ・用具の修理は、3者以上から見積書を徴すること（契約の際は入札の実施が望ましい）。3者以上からの徴収ができない場合は、その理由を添付すること（様式任意）。 	—
通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> ・作業一式を外部委託等する場合は、委託内容及び経費積算の分かる資料を添付すること。なお、外部に委託する場合でも、各費目において本表の基準を適用すること。 	—
雑役務費	<ul style="list-style-type: none"> ・用具の修理・新調の場合は、有識者の指導・助言に基づく仕様書を作成し、添付すること。 	—
消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ・1点 10 万円（税込）以上の高額物品 ・電化製品（パソコン、カメラ等）など、転売可能な物品 ・参加者、協力者への贈答が目的の物品（賞状、景品等） ・個人が所有することとなる物品（法衣、足袋等） ・参加者が実費負担すべき消耗品（材料費等） 	左記はすべて全額補助対象外
保険料	<p>イベント保険、その他危険な作業を伴う場合のみ対象。 健康保険、年金保険、雇用保険等は補助対象外</p>	—

*その他の補助対象外経費

食料費	食糧費全般（講師用の弁当、会議用の水等もすべて）	左記はすべて補助対象外
不動産関係費	建物の建設・修繕費、不動産購入費、不動産賃貸費、安全柵等の整備費	
祭等運営費	祭行事、レセプション（表彰式、懇親会、祝賀会等）の運営経費、大会参加費	
団体が当然負担すべき経費	実行委員会等及びその構成団体の維持経費（家賃、光熱水費、電話代、臨時雇用者以外の賃金、サーバー維持管理費）、クリーニング代、収入印紙代、印鑑類等	
域外での活動費	実行委員会等が所在する都道府県外や、外国での活動に係る経費	
地域色の薄い取組	その地域固有の伝統芸能・伝統行事等以外の公演に係る経費	
応募経費	本事業の応募に係る通信費、旅費等	
補助期間外の支出	補助対象期間外（交付決定日～完了日以外）に実施した事務事業に係る経費	

※参考

ふるさと文化財の森一覧

No.	材種	名 称	所在地	所有者等
1	漆	淨法寺漆林	岩手県二戸市	二戸市
2	木材（アカマツ）	岩手大学滝沢演習林	岩手県岩手郡滝沢村	岩手大学
3	茅	大内宿茅場	福島県南会津郡下郷町	大内区
4	檜皮	羽賀寺境内林	福井県小浜市	羽賀寺
5	檜皮	明通寺境内林	福井県小浜市	明通寺
6	檜皮	吉川八幡宮境内林	岡山県加賀郡吉備中央町	吉川八幡宮
7	檜皮	八幡神社境内林	岡山県加賀郡吉備中央町	八幡神社
8	檜皮	大和神社境内林	岡山県加賀郡吉備中央町	大和神社
9	木材（カワラ）	東京大学秩父演習林	埼玉県秩父市	東京大学
10	檜皮	日竜峰寺境内林	岐阜県関市	日竜峰寺
11	檜皮	観心寺境内林	大阪府河内長野市	観心寺
12	檜皮	金剛寺境内林	大阪府河内長野市	金剛寺
13	檜皮	意賀美神社境内林	大阪府泉佐野市	意賀美神社
14	檜皮	京都大学徳山試験地	山口県周南市	京都大学
15	い草	八代地域い草園	熊本県八代市、八代郡氷川町	個人（240名）
16	茅	金沢湯涌茅場	石川県金沢市	NPO法人石川県茅葺き文化研究会
17	檜皮	大瀧神社境内林	福井県越前市	宗教法人大瀧神社
18	木材（ヒノキ）	紀北町速水林業ヒノキ林 (井出地区)	三重県北牟婁郡紀北町	速水林業
19	木材（ヒノキ）	紀北町速水林業ヒノキ林 (大田賀平尾地区)	三重県北牟婁郡紀北町	速水林業
20	木材（ヒノキ）	吉田本家山林部ヒノキ林	三重県多気郡大台町	個人
21	漆	夜久野丹波漆林	京都府福知山市	丹波漆生産組合
22	茅	いわわきさん 岩湧山茅場	大阪府河内長野市	滝畠自治会
23	茅	上品山茅場	宮城県石巻市	石巻市
24	苧殻	鹿沼野州麻畑	栃木県鹿沼市	赤羽根正美
25	木材 (ヒノキ・スギ)	秦野市諸戸林業ヒノキ・スギ林	神奈川県秦野市	諸戸林業

26	ひわだ 檜皮	雲峰寺境内林	山梨県甲州市	宗教法人雲峰寺
27	木材 (ヒノキ・スギ)	亀山市諸戸林業ヒノキ・スギ林	三重県亀山市	諸戸林業
28	木材 (スギ)	智頭町有スギ林	鳥取県八頭郡智頭町	智頭町
29	い草	備後熊野い草園	広島県福山市	個人
30	七島い	国東地域七島い圃	大分県国東市	個人（9名）
31	木材 (スギ・ヒバ)	岩手大学御明神演習林	岩手県岩手郡雫石町	岩手大学
32	かや 茅	なかなかた茅場	福井県小浜市	森の郷なかなかた産物組合
33	ひわだ 檜皮	おおい町福谷地区ヒノキ林	福井県大飯郡おおい町	個人
34	木材 (クスノキ)	東京大学樹芸研究所クスノキ林	静岡県賀茂郡南伊豆町	東京大学
35	木材 (スギ・ヒノキ)	新城市昭典木材スギ・ヒノキ林	愛知県新城市	昭典木材株式会社
36	ひわだ 檜皮	千石谷のスギ・ヒノキ林	大阪府河内長野市	河内長野市
37	木材 (スギ・ヒノキ)	岡山県有スギ・ヒノキ林(御大典記念林)	岡山県津山市	岡山県
38	ひわだ 檜皮	西上山林組合ヒノキ林	岡山県津山市	西上山林組合
39	漆	山形市村木沢漆林	山形県山形市	日本漆総合研究会
40	漆	長井市草岡漆林	山形県長井市	日本漆総合研究会
41	漆	西川町漆林	山形県西村山郡西川町	日本漆総合研究会
42	かや 茅	朝霧高原茅場	静岡県富士宮市	静岡県富士宮市根原区財産区
43	かや 茅	日名倉山茅場	兵庫県佐用郡佐用町, 岡山県美作市	後山部落自治会
44	ひわだ 檜皮	九州大学福岡演習林ヒノキ林	福岡県糟屋郡久山町	九州大学
45	木材 (クスノキ)	九州大学福岡演習林クスノキ林	福岡県糟屋郡久山町	九州大学
46	木材 (クリ)	二戸市金田一川地区クリ林	岩手県二戸市	個人
47	木材 (スギ)	山形大学上名川演習林	山形県鶴岡市	山形大学
48	かや 茅	高エネルギー加速器研究機構茅場	茨城県つくば市	高エネルギー加速器研究機構
49	木材 (スギ・ヒノキ)	川上村有スギ・ヒノキ林(下多古地区)	奈良県吉野郡川上村	川上村
50	ひわだ 檜皮	岩国倉谷市有林(錦帶橋備蓄林)	山口県岩国市	岩国市
51	木材 (スギ・ヒノキ)	鍋島林業スギ・ヒノキ林	長崎県雲仙市	鍋島林業
52	木材 (スギ・ヒノキ)	徳川の森スギ・ヒノキ林(天竜院地区)	茨城県常陸太田市	大能林業有限会社, 公益財団法人ミュージアム
53	かや 茅 (カリヤス)	牧の入茅場	長野県北安曇郡小谷村	親沢北刊行委員会会員

54	かや 茅 (ヨシ)	西の湖近江八幡葭生産組合 葭地	滋賀県近江八幡市	個人
55	かや 茅 (ヨシ)	西の湖佐々木土地葭地	滋賀県近江八幡市	佐々木土地株式会社
56	ひわだ 檜皮	金剛峯寺寺有林	和歌山県伊都郡高野町	宗教法人金剛峯寺
57	ひわだ 檜皮	中津峰山ヒノキ林 (中津家 山林)	徳島県徳島市	個人
58	ひわだ 檜皮	西予市明石寺ヒノキ林	愛媛県西予市	個人
59	かや 茅 (ススキ)	千貫石茅場	岩手県胆沢郡金ヶ崎町	岩手県
60	かや 茅 (カリヤス)	五箇山上平茅場	富山県南砺市	南砺市ほか個人
61	木材 (アカマツ)	大川原アカマツ林 (四宮家 山林)	徳島県名東郡佐那河内村	個人
62	かや 茅 (ススキ)	京柱峠茅場	徳島県三好市東祖谷檍尾	個人
63	茅 (ススキ)	遠野茅場	岩手県遠野市	遠野市ほか個人
64	木材 (キリ)	三島町キリ林	福島県大沼郡三島町 福島県河沼郡柳津町	大石田共有財産区・西方共有財産財産管理会
65	かや 茅 (カリヤス)	五箇山相倉茅場	富山県南砺市相倉	南砺市ほか個人
66	檜皮	浅間神社摂社山宮神社境内	山梨県笛吹市	宗教法人浅間神社
67	檜皮	賀茂神社境内林	愛知県豊橋市	宗教法人賀茂神社
68	檜皮	瓦屋禪寺境内林	滋賀県東近江市	宗教法人瓦屋寺
69	檜皮	志波彦神社鹽竈神社境内林	宮城県塩竈市	宗教法人志波彦神社鹽竈神社
70	檜皮	丹波原皮師養成林	兵庫県丹波市	和田自治会, 丹波市
71	木材 (イヌマ キ)	野原鏡原イヌマキ林	沖縄県宮古島市	宮古島市

ふるさと文化財の森センター一覧

No.	名 称	所在地	所有者
1	京都市文化財建造物保存技術研修センター	京都府京都市	京都市
2	山南ふるさと文化財の森センター	兵庫県丹波市	丹波市
3	滝畠ふるさと文化財の森センター	大阪府河内長野市	河内長野市
4	大内宿町並み展示館 (茅葺技術研修センター)	福島県南会津郡下郷町	下郷町
5	金沢市ふるさと文化財の森センター	石川県金沢市	金沢市
6	小浜市ふるさと文化財の森センター	福井県小浜市	小浜市